九十九里町ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱を次のように定める。

　　令和５年３月１６日

九十九里町長　　大　矢　　吉　明

九十九里町告示第３４号

九十九里町ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、九十九里町総合戦略及びＵＩＪターンによる起業・就業者創出計画に基づき、本町への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から本町に移住した者に対し、予算の範囲内において九十九里町ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、九十九里町補助金等交付規則（昭和４７年九十九里町規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　東京圏　東京都、神奈川県及び埼玉県をいう。

（２）　東京２３区　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項に規定する東京都の特別区の区域をいう。

（３）　マッチングサイト　千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。

（４）　条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

（５）　転入　本町に新たに住所を定め、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されることをいう。

（６）　転出　本町から住所を移し、本町の住民基本台帳から記録が消除されることをいう。

（交付対象者）

第３条　移住支援金の交付の対象となる者は、申請時において、別表第１に掲げる要件を満たす者のうち、別表第２、別表第３又は別表第４に掲げる要件を満たすものとする。

（移住支援金の額）

第４条　移住支援金の額は、単身世帯の申請の場合にあっては６０万円、２人以上の世帯の申請の場合にあっては１００万円とする。

２　２人以上の世帯の申請の場合であって、申請日の属する年度の４月１日時点において１８歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、前項の１００万円に当該１８歳未満の世帯員（移住支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者の配偶者を除く。）１人につき１００万円を加えた額とする。

（交付の申請）

第５条　移住支援金の交付を受けようとする者は、九十九里町ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書（第１号様式）に、次の表に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 提出書類 |
| １　全員が提出する書類 | （１）　写真付き身分証明書等（本人確認ができるもの）  （２）　住民票の謄本（続柄の記載があるもの）  （３）　移住元の住民票の除票の写し（移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類）  （４）　世帯全員に九十九里町の町税等に滞納がないことを証する書類 |
| ２　東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通勤者が提出する書類 | 東京２３区で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類） |
| ３　東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類 | （１）　開業届出済証明書等（移住元での勤務地を確認できる書類）  （２）　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類) |
| ４　東京圏から東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職した者が提出する書類 | （１）　卒業証明書（在学期間及び卒業校を確認できる書類）  （２）　東京２３区内で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類） |
| ５　別表第１の４の要件に該当する申請者 | 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類） |
| ６　別表第２の要件に該当する申請者 | 就業先企業等の就業証明書（第２号様式） |
| ７　別表第３の要件に該当する申請者 | テレワークに関する所属先企業等の就業証明書（第３号様式） |
| ８　別表第４の要件に該当する申請者 | 起業支援金交付決定通知書 |

（交付決定等）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して移住支援金の交付の可否を決定し、九十九里町ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定（却下）通知書（第４号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者は、九十九里町ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付請求書（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第８条　町長は、移住支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第９条　町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の移住支援金の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

（１）　次のいずれかに該当する場合　全額

ア　偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ　移住支援金の申請日から３年未満に転出をしたとき。

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ　千葉県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

（２）　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に転出をした場合　半額

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和５年８月　日告示　号）

　この告示は、令和５年６月２３日から施行する。

別表第１（第３条関係）

移住に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| １　移住元に関する要件 | 次のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。  （１）　転入をする直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。  （２）　転入をする直前に、連続して１年以上、東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、転入前３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。 |
| ２　移住先に関する要件 | 次のいずれにも該当すること。  （１）　移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。  （２）　移住支援金の申請日から５年以上、継続して本町に居住する意思を有していること。 |
| ３　その他の要件 | 次のいずれにも該当すること。  （１）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者と関係を有する者でないこと。  （２）　日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。  （３）　その他町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 |
| ４　複数人世帯に関する要件（複数人世帯向けの移住支援金の交付を申請する場合に限る。） | 次のいずれにも該当すること。  （１）　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。  （２）　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。  （３）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入１年以内であること。  （４）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者と関係を有する者でないこと。 |

別表第２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 就業に関する要件 | １　一般の場合  次のいずれにも該当すること。  （１）　勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。  （２）　就業先が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。  （３）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。  （４）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。  （５）　上記（２）の求人への応募日が、マッチングサイトに上記（２）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。  （６）　当該法人等において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。  （７）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。  ２　専門人材の場合  千葉県が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者にあっては、次のいずれにも該当すること。  （１）　勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。  （２）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。  （３）　当該就業先に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。  （４）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。  （５）　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 |

別表第３(第３条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| テレワークに関する要件 | 次のいずれにも該当すること。  （１）　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。  （２）　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 |

別表第４（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 起業に関する要件 | 移住支援金の申請日までの１年以内に、千葉県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。 |